

令和7年度

学校安全管理マニュアル

大阪市立北中島小学校

安全（防犯）対策マニュアル

1 校内の安全（防犯）管理体制

1 安全（防犯）対策委員会の設置

児童の安全確保するにあたり、教職員は、防犯についての知識を身につけ、状況に応じ自ら安全な行動ができるよう安全指導の徹底を図る必要がある。

このようなことから、校内の体制、施設の定期的な点検を図るとともに、機能的かつ効果的な危機管理体制の確立をめざし、安全（防犯）対策委員会を設置する。

【基本方針】

- ・児童と教職員の命を守る
- ・危険を察知し、事故等の発生を未然に防ぐ
- ・万一、事故等が発生した時は、適切かつ迅速に対応し、被害を最小限に抑える
- ・事故等の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じる

2 構成メンバー

校長・教頭・教務主任・生活指導部長・人権教育主担・各学年主任・保健主事・養護教諭・事務職員・管理作業員

3 安全（防犯）対策委員会の役割

(1)マニュアルの見直しと共通理解

- 図上訓練等の結果を踏まえ、検証・見直しを行う。
- 他の学校にて発生した事例や社会情勢の変化等、従来想定されてなかつた新たな安全上の課題に応じて柔軟に見直す。
- 配慮を要する児童への対応を踏まえ、安全確保を図る。
- 緊急時には、マニュアルに沿って対応できるよう共通理解を図る。

(2)校内施設・設備の定期点検と改善

- 校内施設・設備について定期的な点検を行い、良好な状態での維持・改善に努める。
- 休み時間や昼休みの校内巡視を計画する等、児童の安全確保を努める。

(3)来校者の確認

- 次の対応について、全教職員に共通理解を図る。
 - ・門扉はオートロックで施錠し、解錠する前に来訪者の様子をモニターにて確認する。
 - ・来訪者には、名前と要件等を確認したうえで解錠する。
 - ・来訪者に入校証の提示を求め、入校証を持っていない来校者に対しては、職員室に案内し、目的を確認し、入校証を渡す。
 - ・用件終了後、職員室に立ち寄り、入校証の返却をお願いし、退出してもらう。

(4)安全教育の充実

- 警備及び防災の計画に防犯の視点を組み入れる。
- 緊急時に児童自らが安全確保に努める資質を養うための取組を計画する。

- ・事件事故を想定した避難訓練を実施する。
- ・防犯ブザーの使用目的や方法を知らせるとともに、危機に直面した時の避難の仕方を指導する。
- ・非常ベル・火災通報ベルの意味を周知徹底する。

○児童の発達段階に応じた取組を進める。

○図上訓練や防犯訓練等、教職員や保護者・地域等への校内研修を企画する。

(5)関係機関・諸団体との連携

○日常的な連携により、緊急時における体制の充実を図る。

- ・区役所、警察署、消防署との緊急連絡網の体制を整備する。
- ・PTA役員や実行委員との情報交換を日常的に行い、早期に防犯体制がとれるように努める。

○緊急時や不測の事態には、関係機関と調整し、ケース会議を開催する。

- ・非常事態が起った場合、地域の防犯委員や青少年指導員、地域連合子ども会などに安全確保の協力を依頼する。

- ・警察署等に緊急連絡の対応を依頼する。

○スクールカウンセラー等の相談体制を充実させ、児童の心の安寧を図る。

(6)情報の管理

○情報管理する窓口を一本化し、収集した内容を整理したうえで保護者等に情報提供する。

○情報提供する際には、人権尊重の精神に立ち、個人情報の保護に十分配慮する。

4 緊急事態発生時の校内体制(不審者発生時／火災・地震発生時)

役割	内容	主担者	担当者
指揮 (本部長)	・安全(防犯)対策 委員会委員長 ・全体の状況把握と必要な指示、掌握	校長	
本部	・本部長の補佐 ・安全対策の提案 ・関係機関との連携、連絡 ・校内緊急放送 ・教職員への指示 ・避難、待機の判断 ・負傷者の把握	教頭	杉田、福多
自衛・対応	・児童への指示 ・不審者対応／初期消火 ・校内巡視 ・状況報告	松下	松下、森こ、持留
避難・誘導	・児童への指示 ・避難経路の想定 ・避難誘導	門脇	1年（塩飽、城下） 2年（花田、岡本） 3年（門脇、八島） 4年（森な、村上） 5年（池上、井関） 6年（木全、梶原） きらら（谷本、武内、磯田）
救助	・児童への指示 ・校内巡視⇒負傷者の応急手当・搬出 ・負傷者の報告 ・門扉の開閉	西口	西口、増田、川野、小林、堀江
救護	・救護体制の確立 ・負傷者の全体把握⇒救急隊・医療機関への連絡 ・心理的なケア	中谷	中谷、徳永、多田
総務	・重要書類の搬出、管理 ・施設設備の安全点検	中村	中村、細川

2 家庭・地域・関係機関等との連携の充実

1 家庭との連携

学級担任は、毎年度最初の保護者集会等に次のことを確実に依頼・周知する。

また、事故等が発生した場合に対する家庭での備えについて、各家庭で話し合う機会をつくる。特に、児童と保護者が離れている時の対応として、各家庭の状況に応じて話し合うように依頼する。

【保護者に依頼・周知する内容】

○緊急時における学校と家庭との情報伝達・連絡方法(保護者メールの登録依頼)

○一斉下校、引渡し、学校待機の判断

【家庭で話し合うように依頼する内容】

○登下校中に通学路で危機事態が発生した場合の対応(状況により変更する場合あり)

(例)一斉下校…台風接近などにより、速やかに下校させる必要があり、かつ、通学路の安全が確保できている場合

引渡し…震度5弱以上の地震発生などにより、通学路の安全が不確実なため保護者引渡しが望ましいと判断した場合

学校待機…緊急事態発生に伴い、帰宅するのが困難である場合や校内に留まることが望ましいと判断した場合

○自宅で保護者不在時に危機事態が発生した場合の対応

2 地域・関係機関等との連携

連携する地域・関係機関等	協力・支援を受ける事項・連携内容
教育委員会 指導部 初等・中学校教育担当 第1教育ブロックグループ 06-6208-9187	危機管理体制に関する指導・助言 学校安全に関する情報収集と提供 関係機関等との連絡調整 施設設備等の整備 事故等の状況報告に向けた事前検討
近隣の学校園 宮原中学校 06-6394-2455 宮原小学校 06-6399-4233 ひじり幼稚園 06-6393-3348	不審者情報の共有 臨時休業等の検討 事故等発生時のサポート
警察署(110番) 淀川警察署 06-6305-1234	不審者情報の提供および不審者の保護・逮捕等 要注意箇所の点検 防犯パトロール 防犯教室・防犯訓練の支援
消防署(119番) 淀川消防署 06-6308-0119	救急処理 病院への搬送
医療機関 校医(小川Dr) 06-6392-1567 産業医(安岡Dr) 06-6301-6224	治療 カウンセリング
PTA 川村 周平 様 090-4664-2794	不審者情報の共有 通学路の安全点検 事故等発生時における協力

3 記録の整理

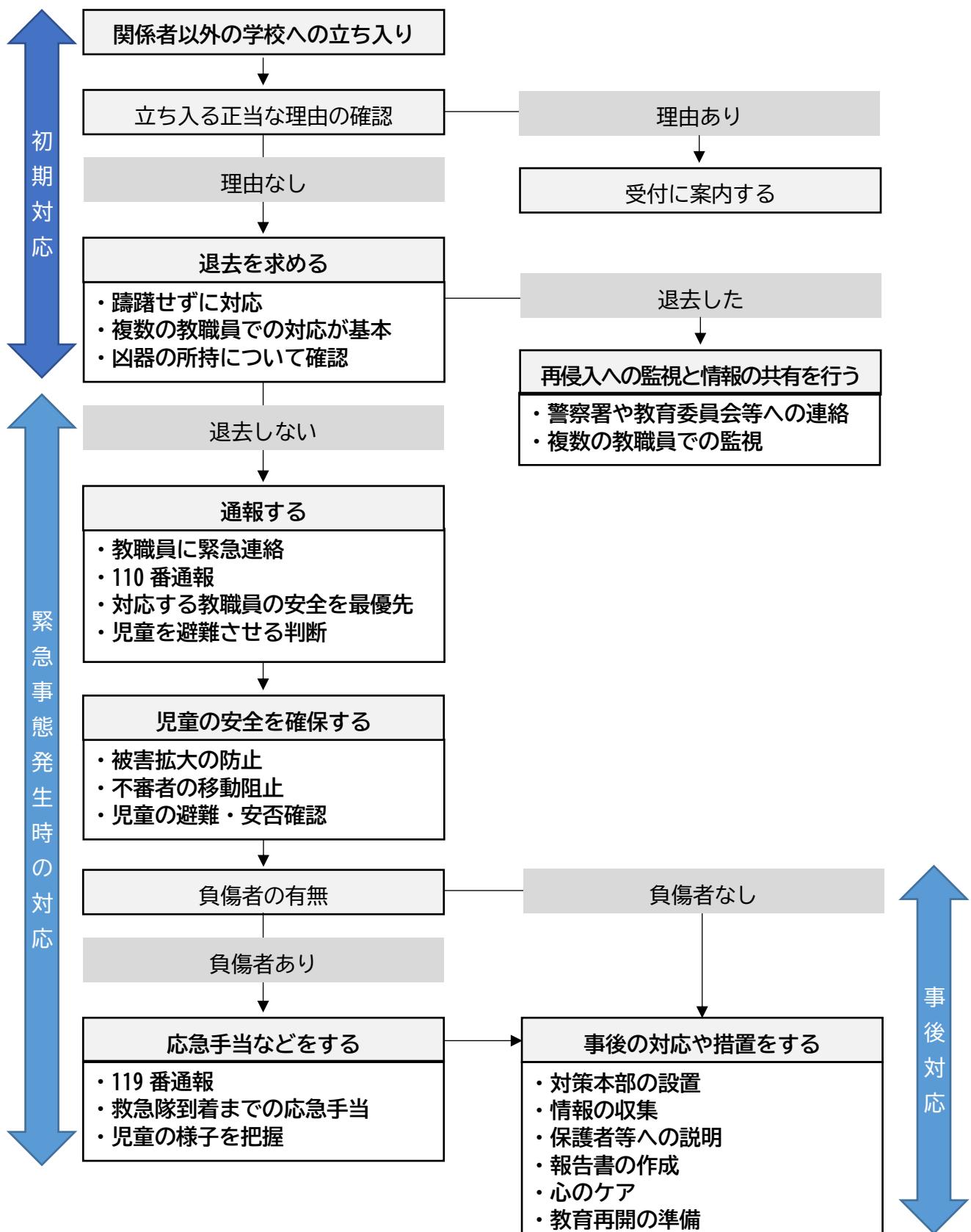
- ・記録者を決め、本部長の傍で情報収集に努め、その都度状況を記録する。
- ・情報源を明記し、時系列で正確な内容を記録する。不明な点は「？」を記入する。
- ・箇条書きで簡潔に示し、重要な個所にはアンダーラインを引く。

<記録内容>

- ・不審者の状況(人数・場所・凶器・何をしていたか等) ・施設設備等の破損状況
- ・子どもの状況(負傷者の状況・避難の状況) ・教職員の対応状況(各班の対応状況)
- ・負傷した教職員の状況(「誰が」「どんな」「応急手当の仕方」等)

3 不審者発生時における対応

1 不審者侵入時における対応フロー



2 不審者侵入時の対応にかかる留意点

立ちに入る正当な理由の確認

- 不審者かどうかについては、声をかけた際の対応により判断する。
- 少しでも不審な点があると感じた段階で、複数の教職員で対応する。
- 相手の感情を高ぶらせて暴力行為を招いてしまうような対応は控える。
- 次のポイントを参考に、不審者かどうかを見分ける。
 - ・来訪者カード等を提示しているか。
 - ・不自然な場所に立ち入っていないか。
 - ・不自然な言動や行動および暴力的な態度は見られないか。
 - ・凶器や不審物を持っていないか。
 - ・正当な用件であるか。
 - ・教職員に用件がある場合は、名前、担当学年・担当教科等が答えられるか。
 - ・保護者を名乗る場合は、児童の名前・学年・組が答えられるか。

※正当な理由があっても、来訪者カード等を付けていない場合は、必ず受付に案内する。

退去を求める

- 退去を求める場合は、複数の教職員に連絡して協力を求め、丁寧な対応を行う。
- 応対者は、適当な距離をとりながら、多くの教職員が駆けつけるのを待つ。
- 言葉や相手の態度に注意しながら、退去するよう丁寧に説得する。
- 相手が手を伸ばしても届かない距離を保つ。
- 児童がいる場所には、できる限り向かわせない。
- いかなる場合であっても、不審者に背を向けない。
- 凶器を持っていることが判明する、暴力的な言動がある、対応に応じない等の場合には、速やかに110番通報する。

再侵入への監視と情報の共有を行う

- 退去しても、再び侵入することや近隣の学校園への侵入を試みることを想定して対応する。
- 近隣に居続ける可能性があるので、複数の教職員がその場で様子を見届ける。
- 管轄警察署に連絡し、地域のパトロール強化を依頼する。
- 教育委員会に連絡し、近隣の学校園に周知するよう依頼する。
- 必要に応じて自治会等と情報を共有する。

通報する

- 退去に応じない場合、応対者以外の教職員が速やかに110番通報する。
- 緊急事態が発生していることを全教職員に周知する。
- 不審者をできる限り別室に案内して隔離することを試みる。
- 所持品に注意して警察官の到着を待ち、児童を避難させるか判断する。
- 不審者にまだ暴力的な言動等がない場合は、サイレンを鳴らさないでパトカーに来てもらうことも検討する。

- 校内放送により緊急事態が発生していることを周知する場合は、あらかじめ決めておいた文言で放送する。
※放送「〇〇で事故が発生しました。ただ今より、緊急集会を行います。児童の皆さんは必ず教室の中にいてください。教室の外にいる人はすぐに教室に入りましょう。」
- 立ち入られた場合、相手を落ち着かせるために別室に案内して隔離することを試みる。
- 複数の教職員で児童から遠い位置にある部屋に案内する。
- 案内する際は、危害を加えられないよう、不審者の横を歩く。
- 別室では不審者を先に部屋の奥に案内し、入口近くに位置する。
- すぐに避難できるように、別室の出入口の扉を開放しておく。
- 凶器をカバン等に隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意する。
- 不審者が興奮しないよう、丁寧に対応し、警察官が到着するのを待つ。
- 到着した警察官が不審者のところに駆けつけられるように体制を整える。
- 児童を避難させる必要がある場合は、役割分担に応じて、安全に誘導するなど、警察官により不審者が確保されるまでの間、児童の安全を守る。
- 教室等に侵入する可能性が低い場合や移動することで不審者と遭遇するおそれがある場合は、避難できる体制を整えつつ、児童を教室等に待機させる。

児童の安全を確保する

- 児童に危害が及ぶおそれがある事態では、警察官が到着するまでの時間を稼ぐことを優先する。
- 教職員の応援を求める場合は、警報装置や校内放送等を活用する。
- 応援に駆けつける教職員は、必ず身を守るために役立つ物を持っておく。
- 不審者が近くにいない限り、不審者が警察官に確保されてから避難させる。
- 事前に決めていた方法で避難指示があった際には、その指示に従う。
- 最終的には、全ての児童を運動場や体育館に集めて点呼を行う。

応急手当などをする

- 負傷者の有無についての情報を収集できる体制を整えておく。
- 負傷者を発見したら速やかに 119 番通報する。
※110 番通報している場合は、負傷者がいることを伝えることにより救急車が連動して手配されるが、重複しても構わないので通報する。
- 情報を集約する場所、担当者を決めておく。
- 救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じて速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにする。
- 逃げ遅れた児童の有無を確認する。
- 出席している児童が避難場所にいない場合は、分担場所を決めて校内を探す。
- 逃げ遅れて隠れている児童が安心できるような声を出しながら搜索を行う。

事後の対応や措置をする

- 対策本部の活動を開始し、事後の対応や措置を機能的に行う。
- 情報を集約し、事故等の概要等について把握・整理する。
- 児童の集団下校・引渡し・待機について判断する。
- 教職員および児童の心身の健康状態を把握するように努め、関係機関等と連携して心のケア体制を整える。
- できる限り速やかに保護者等に連絡や説明を行う。
- 教育再開の準備および事故等の再発防止対策を実施する。
- 報告書を作成する。

3 学校近隣における不審者発生時の対応

児童の犯罪被害につながる可能性のある事案に関する情報を得た際には、その概要を把握するとともに、緊急対応が必要かどうかを判断する。

緊急対応が必要と判断した場合、対応可能な教職員で児童の安全確認を行う体制をとり、保護者メール等を通じて速やかに情報提供・注意喚起・引渡しの依頼等を行う。

ケース	発生時間帯	児童	教職員
通学路上で児童が襲われた	登下校中	自宅、学校、最寄りの避難先（付近の「子ども110番の家」等）に避難。 在校している児童は待機→保護者引渡し。	学級担任等が複数体制をとって現場に急行。 110番通報。 通学路の巡回。
校区内に加害行為のおそれが高い不審者等がいる	登校前	自宅待機。	学校にて待機・対応。 必要に応じて通学路の巡回。
	在校中	学校待機→保護者引渡し	
	登下校中	自宅、学校、最寄りの避難先等に避難。 在校している児童は待機→保護者引渡し	教職員の安全確保を優先しつつ、可能な場合は複数体制をとって通学路の巡回。
近隣にその他の不審者等がいる	登校前	自宅待機。	学校にて待機・対応。 必要に応じて通学路の巡回。
	在校中	隣接校区の場合、引渡し。 隣接校区外の場合、引渡し。 (学校判断により変更あり)	必要に応じて通学路の巡回。
	登下校中	自宅・学校の近い方へ避難。在校している児童は在校中に準ずる。	

※隣接校区…宮原小、三国小、東三国小、新東三国小、西中島小、西三国小

4 登下校時に事故等が発生した場合の対応にかかる留意点

被害者等の安全確保

- 第一報が入った時点で概要を把握し、必要に応じて、救急車の要請や警察署・医療機関等への連絡を行う。
- 教職員が出勤前であることを想定し、全教職員の安否確認とともに、対応可能な教職員で児童の安全確認を行う体制をとる。
- 事案等が発生した場所及び周辺(通学路等)に複数の教員で向かい、更なる情報収集に努めるとともに児童の安否を確認する。
- 負傷者がいる場合には、応急手当を行うとともに、学校・保護者へ状況を連絡する。
- 教育委員会に一報し、近隣の学校園への周知を依頼する。

登下校時の安全確保

- 不審者が確保されていない場合は、安全が確認されるまで児童の保護と登下校時の安全確保に取り組む。
- 児童が登校の場合は、必要に応じて自宅待機とする。
- 児童が下校前の場合は、安全が確保されるまで学校に待機させる。
- 登下校中の場合は、警察等に早急に児童の安全確保への協力を要請するとともに、保護者や地域と連携して防犯対策の強化を図る。

事後の対応や措置

- 事態が収束した後、児童の心のケアを行う。
- 情報を整理し、調査、報告を行い、再発防止につなげる。